

おおいた防災・減災対策推進事業実施要領

令和4年3月25日防企第631号伺定
令和5年3月17日防企第544号改正

第1 趣旨

自主防災組織や防災士会、福祉施設等が行う防災・減災活動や避難所等の環境向上、通信手段の整備などの支援や、これらを実施する市町村に対し助成を行い、大規模地震等への防災・減災対策の推進と県民の安全・安心の確保を図る。

第2 定義

- (1) 自主防災組織等とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項に規定する自主防災組織及びその連合体、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体（自治会及び町内会）及びその連合体、並びに地域で防災・減災活動に取り組む団体のうち市町村長がその活動に補助又は助成を行う団体をいう。
- (2) 自治会等とは、自治会及び町内会、並びに避難所となる施設の所有者及び管理者をいう。
- (3) 福祉施設等とは、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第1条の7の2第2項の規定による指定福祉避難所若しくは指定が見込まれる施設、又は協定などに基づき災害発生時に福祉避難所として利用される施設をいう。

第3 事業の内容等

- (1) 市町村が地震・津波等の自然災害から県民の安全・安心の確保に資するために実施又は補助する事業とする。
 - ア 避難所等環境向上事業
 - ・ 避難所の生活環境向上や感染症対策に資する施設の整備や備蓄品の購入
 - ・ 避難所等における情報収集や通信に必要な機器などの整備
 - イ 自主防災組織等活性化推進事業
 - ・ 市町村、自主防災組織及び防災士会等が行う防災・減災活動
 - ウ 避難路等整備事業
 - ・ 避難路及び緊急避難場所の安全設備等の整備
 - エ その他防災・減災対策の推進に資する事業
 - ・ 市町村及び自主防災組織等が実施する防災・減災対策に資する事業
- (2) 事業実施主体は、市町村、自主防災組織、防災士会及び福祉施設等とする。

第4 助成措置

知事は、予算の範囲内において、市町村長が市町村における防災・減災対策事業の内容充実等（新規項目の追加、対象団体等の拡大や経費の負担軽減など）をする場合に、事業実施に要する経費を別に定めるおおいた防災・減災対策推進事業費補助金交付要綱により市町村長に補助するものとする。

第5 事業の運営

事業実施主体は、当該事業で整備した設備等を高度に利用し、県民の安全、安心の確保を図るために活用するものとする。

第6 書類の経由

事業実施主体が自主防災組織等である場合、申請等は管轄する市町村長を通じて行うものとする。

第7 事業の指導

知事及び市町村長は、この事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和4年度の予算に係るおおいた防災・減災対策推進事業から適用する。

附 則

改正後の要領は、令和5年度の予算に係るおおいた防災・減災対策推進事業から適用する。